

京都市消防局訓令乙第6号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月1日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第2条指導課の項に次の2号を加える。

- (12) 高圧ガスの規制に関すること。
- (13) 高圧ガスを取り扱う者並びに高圧ガス施設の所有者及び占有者その他の関係者の指導に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)